

決算審査特別委員会会議記録（第2号）

令和6年10月16日

福島県議会

1 日 時

令和6年10月16日（水）

午前 9時59分 開議

午後 2時24分 散会

2 場 所

第一特別委員会室

3 会議に付した事件

知事提出継続審査議案第24号 決算の認定について

同 第25号 令和5年度福島県流域下水道事業会計決算の認定
について

同 第26号 令和5年度福島県工業用水道事業会計決算の認定
について

同 第27号 令和5年度福島県工業用水道事業会計利益の処分
について

同 第28号 令和5年度福島県地域開発事業会計決算の認定に
ついて

同 第29号 令和5年度福島県立病院事業会計決算の認定につ
いて

4 出席委員

委員長	佐藤政隆	副委員長	大場秀樹
副委員長	高宮光敏	委員	金澤拓哉
委員	誉田憲孝	委員	佐藤徹哉
委員	佐々木恵寿	委員	猪俣明伸
委員	山田真太郎	委員	山内長
委員	渡辺康平	委員	鈴木優樹
委員	安田成一	委員	渡部英明
委員	水野さちこ	委員	大橋沙織

委員 佐藤 義 憲 委員 橋 本 徹
委員 宮 本 しづえ 委員 安 部 泰 男
委員 椎 根 健 雄

5 議事の経過概要

(午前 9時59分 開議)

佐藤政隆委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより決算審査特別委員会を開く。

本日の日程は、企業会計決算に係る知事提出継続審査議案第25号から同第29号までに対する審査並びに普通会計決算に係る知事提出継続審査議案第24号に対する総括説明及び質疑である。

直ちに企業会計決算関係の審査を行う。

これより病院局の審査に入る。

直ちに、病院局長の説明を求める。

病院局長

(別紙「令和6年度(令和5年度対象)決算審査特別委員会病院局長説明要旨」により説明)

佐藤政隆委員長

以上で病院局長の説明が終わったが、ただいまの説明に対する質疑は、病院経営課長による詳細説明終了後に行うので了承願う。

次に、監査委員から、病院局所管事業の監査に関する「令和5年度福島県公営企業決算審査意見書」について、その概要を説明願う。

なお、監査委員による決算審査意見書の説明については、本委員会の決算審査の参考とするために求めるものであり、審査対象ではないので確認願う。

代表監査委員

(別紙「令和6年度(令和5年度分)決算審査特別委員会監査委員説明要旨(県立病院事業)」により説明)

佐藤政隆委員長

以上で監査委員の説明が終わったが、この際、ただいまの説明に対し、特に確認しておきたい事項があれば発言願う。

渡辺康平委員

監査委員説明要旨4ページ、4点目の内部統制の強化について、「行政財産の使用許可に伴う使用料や管理経費の徴収、個人医業未収金の管理などに著しく適正を欠いているものがある」との表現があとのかなり厳しい表現がある。この内容について病院局……

佐藤政隆委員長

今は監査委員の説明に対する確認のため発言を求めている。

渡辺康平委員

失礼した。発言を取りやめる。

佐藤政隆委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

なければ、続いて病院経営課長の説明を求める。

病院経営課長

(別紙「令和5年度(令和6年10月16日)決算審査特別委員会資料」により説明)

佐藤政隆委員長

以上で説明が終了したので、質疑のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

児童思春期外来における去年の患者数が7,176件と相当増えているが、政策医療を担う県立病院において非常に重要な分野であると受け止めており、私は毎回改善が求められると問題提起している。

診療体制をどのように拡充し、今取り組んでいる「ふくしまモデル」における最初の相談から初診までの期間をいかに短縮するかが課題であるが、この辺りの改善状況はどうか。

病院経営課長

ふくしま医療センターこころの杜については、常勤医師に加え非常勤医師の応援体制を組み診療しているが、児童思春期外来では一人一人の患者に要する診療が長時間に及ぶため、1日に診療可能な患者数が制限される状況である。外来の延べ患者数は年々増加しているが、新規患者数は令和4年度比で約20%減少しており、相談直後から支援を開始する「ふくしまモデル」を展開しながら、可能な限り患者と保護者の不安解消に努めている。昨年8月時点では約8か月の待機期間があったが、診療体制の拡充が困難な状況において何とか現状を維持している。また、同病院では月2回程度、不安を抱える患者へ今後の診療の流れなどを説明する事前相談会を実施している。患者層の多くは小学校高学年から中学生であり、高校生については一般外来で診療するなど対応している。こうした体制において、可能な限り不安解消に努めている現状である。

宮本しづえ委員

たしか以前は待機期間が3～4か月程度、さらに2か月程度まで改善された時期もあったように記憶している。現状では相談から初診につながるまでの待機期間は約8か月とのことだが、その期間に様々に支援するのが「ふくしまモデル」だとしても待機期間が非常に長いと思う。専門医につながるまで半年以上を要する状況の改善に向けて、県内の児童思春期外来を扱う他の医療機関との連携などの取組は行っているのか。

病院経営課長

自傷・他害行為等の緊急性のある患者については優先的に対応するなど、個々のケースに応じて適切に対応しているほか、医師の診察を受ける前段階では精神保健福祉士等による相談体制を組んでいる。そうした中で、他の医療機関との連携が可能な部分については対応している。

宮本しづえ委員

他の医療機関との連携や緊急的なケースに対する優先的な対応は当然である。根本的には児童思春期を扱う専門医が少ないことが問題だと思うが、「ふくしまモデル」は本県における先進的で重要な取組であるため、初診から8か月を要する状況を何とか改善してほしいと思い質問した。不登校児童生徒数は全国で30万人とも言われ、精神的な問題を抱える子供の増加に伴い相談件数も増加していると考えべきである。県立医科大学とも連携し専門医の要請を行うなど応援体制を強化しながら

ら、社会全体の課題の一つと位置づけ、期間短縮に向けてさらに努力願う。恐らくこれ以上述べても仕方がないと思うため、本日は取組を強めてほしいとの要望にとどめておく。

次に、一般的に病床利用率が5割程度というのは利用状況としてよくないと思うが、病院局全体の病床利用率が41.1%と4割程度にとどまる要因をどう受け止めているか。

病院経営課長

過疎・中山間地域の人口減少や常勤医の確保など医師数の課題があるが、地域のニーズをしっかりと踏まえた医療提供体制が重要であると思う。そうした中で、南会津病院では地域包括ケア病床を開設するなど新たな医療ニーズに取り組んでおり、少しでも病床利用率向上に向けて努力していきたい。

宮本しづえ委員

人口減少など様々な要因があることは理解している。病床利用率13.6%である宮下病院では19床以下の有床診療所への建て替えに向けた計画が進む一方、病床利用率33.6%である南会津病院は回復期の地域包括ケア病床に変更されたが、地域包括ケア病床単独での利用率を聞く。

病院経営課長

今年4月に地域包括ケア病床が開設され、病床数は14床である。4月当初の延べ入院患者数は50人程度であったが、徐々に増加し8月末現在では延べ187人であり、最大で1日当たり10人程度入院するなど少しずつ増加傾向にある。

宮本しづえ委員

回復期の地域包括ケア病床は地域のニーズがあると理解したため、利用率向上に向けて取組を進めてほしい。

次に、病床利用率が30.2%であるふたば医療センター附属病院は24時間体制で診療中、双葉地域における中核的病院の整備計画が進められている。ふたば医療センター附属病院は30床に対して3割の病床利用率だが、中核的病院では当面は100床程度で開設し最終的には250床にすることを目安に、2023年度に計画策定が進められていたとのことである。ふたば医療センター附属病院における病床利用率と中核的病院における病床数について、規模の関係をどのように捉えればよいのか。

病院経営課長

昨年度、将来的には病床数を250床前後、20診療科を目指すとして明記した双葉地域における中核的病院整備基本構想を取りまとめ、現在はその実現に向けて取り組んでいる。病床数は、双葉郡内の各町村が復興計画で描く将来人口数に今後の復興需要を加味し、将来的には双葉郡内の人口規模が3万8,000人前後になると想定し、人口に対する入院患者数の比率である受療率を掛け合わせて250床前後とした。また、人口の急増は難しいことから開院時は100床前後でスタートする旨も併せて明記した。

宮本しづえ委員

人口規模3万8,000人に対して250床、開院時は100床とするとの説明であったが、建物の設計は100床を前提とするのか、もしくは前提は250床だが受入れは100床とするのか。

病院経営課長

250床の規模で整備予定であり、当面は100床前後での運用を考えている。

宮本しづえ委員

最初から250床を前提に建物を整備すると理解した。双葉地域に限らない医療ニーズに応えられる病院と位置づけなければ、恐らく250床の病床運営は厳しくなり、ほかの病院がほぼ戻らない……

佐藤政隆委員長

宮本しづえ委員に述べる。

決算審査の趣旨に沿った質疑を願う。

宮本しづえ委員

承知した。

今後は中核的病院の位置づけを明確にした整備計画の策定が必要であるため、双葉地域における医療ニーズの状況を踏まえて計画を検討すべきと意見を述べる。

渡辺康平委員

監査委員説明要旨3ページ、(2) 県立病院の経営概況において、「純損失となった主な原因は、大野病院において東日本大震災に伴う東京電力からの賠償金がなかったことや建物等の減価償却費の計上によるものです」と記載されている。賠償金がなかった点について確認だが、固定資産と営業損害に対する賠償が終わったとの認識でよいのか。

病院経営課長

令和4年度は逸失利益の賠償として大野病院の人件費を追加請求したため、その分が利益として計上されていた。

渡辺康平委員

監査委員説明要旨4ページの内部統制の強化について、「行政財産の使用許可に伴う使用料や管理経費の徴収、個人医業未収金の管理などに著しく適正を欠いている」との記載があり、内部統制を有効に機能させるよう厳しく指摘されているが、病院局ではどのように対応しているのか。

病院経営課長

今年度の監査の中で、ふくしま医療センターこころの杜において指摘を受けた。未収金の管理については、未納者への督促、催告や出張徴収等と段階を踏む中で督促が滞ったために指摘されたが、8月末までに全ての督促等を実施し改善を図った。また、行政財産の使用料については、本来は年度当初に徴収すべき土地使用料や管理経費に係る徴収漏れや、徴収していたものの財務会計システムへの入力漏れや出力漏れがあり管理に適正を欠くとの指摘を受けており、徴収漏れについては7月末までの全て徴収を済ませるなど、その後全て適切に処理を行った。

渡辺康平委員

監査委員から求められている改善策について、組織としてどのように対応しているのか。

病院経営課長

未収金については「福島県立病院事業未収金マニュアル」に基づき適正に事務処理を行い、行政財産、使用料及び管理経費についてはチェックリストにより担当者が定期的に徴収すべきものの徴収漏れがないかを随時確認している。そのほか、各々の事務において病院内における担当者同士や管理職との相互チェック等を行うなど、事務部全体で適正な管理に努めている。

佐藤義憲委員

資料4～6ページ、収益について聞く。延入院患者数は全体で3.8%の増、延外来患者数は全体で3%の減という状況の中、令和4、5年度を比較した医業収益は約9,000万円、3.5%の減となっているが、どのように分析しているのか。

病院経営課長

令和4年度比の医業収益約9,000万円、3.5%減の内訳について、入院収益は約9,350万円の増であり、ふくしま医療センターこころの杜及びふたば医療センター附属病院で入院患者数が増加したことが主な要因である。また、外来収益は約1,600万円の減であり、病院ごとに増減があるが、南会津病院と宮下病院における発熱外来の患者数の減、ワクチン接種者数の減などが主な要因である。

佐藤義憲委員

診療報酬は、国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金へのレセプト（診療報酬明細書等）の請求により措置や診療が適正であったか査定を受けるが、過剰診療等を指摘された際はその分の診療報酬を取りこぼす形になる。資料5ページには診療科ごとの入院患者数と外来患者数の記載があるが、そうした診療科ごとの損失等については分析できているのか。

病院経営課長

今は手持ち資料がないが、各病院では診療報酬委員会等の開催により査定の原因を分析し再請求等を行っている。

佐藤義憲委員

細かい内容だが、毎年診療科ごとの差戻し件数等の資料があれば、適正な診療を目指すための判断材料の一つになると思い指摘した。以降の決算審査において、必要との判断が得られれば資料としてつけてほしい。

宮本しづえ委員

コロナ患者は減っておらず波が繰り返されている。昨年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、患者受入れ時の国からの補助金がなくなり、県立病院の経営にも一定の影響が出たと思うが、どのように分析しているか。また、コロナ患者の受入れ時に感染予防策として隔離が必要になるが、その対策方法など患者の受入れ状況を聞く。

病院経営課長

コロナ関連での収益面については、令和5年度の途中までは南会津病院とふたば医療センター附属病院で確保した病床に対する国からの空床補償を受けていたものの、今年度は補償がないためその部分では影響がある。また、県立病院全体における入院患者数は、4年度は460人、5年度は554人に対し、今年度は8月末までで約50人と患者数は徐々に減少している。

感染対策については、院内感染の防止が一番重要であるため、病院における感染対策委員会等において職員も含めて十分に対策を取っている。

宮本しづえ委員

2022年度よりも5類に移行した2023年度のほうが入院患者が多く、引き続きしっかりした対応が必要であったと思う。国からの空床補償がなくなりどの病院も大変な経営状況である。県立病院も例外ではなく、感染力の強さを考えれば何らかの対策が必要だったと思うが、補助金の廃止についてどのような所感を持っているか。

病院経営課長

国の支援を受けながらコロナ患者受入れに伴う空き病床を確保してきたが、現在は5類となり、当然支援がなくなった点では収益面に影響が出ているものの、入院患者の受入れが通常ベースに戻っていることから、今後は本来の医療提供体制を確保しながら病院収益の確保に取り組んでいきたい。

佐藤政隆委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

なければ、以上で病院局の審査を終わる。

ここで企業局と交代のため暫時休憩する。

(午前 11時 8分 休憩)

(午前 11時11分 開議)

佐藤政隆委員長

再開する。

これより、企業局の審査に入る。

直ちに、企業局長の説明を求める。

企業局長

(別紙「決算審査特別委員会企業局長説明要旨」により説明)

佐藤政隆委員長

以上で企業局長の説明が終わったが、ただいまの説明に対する質疑は、企業総務課長による詳細説明終了後に行うので了承願う。

次に、監査委員から、企業局所管事業の監査に関する「令和5年度福島県公営企業決算審査意見書」について、その概要を説明願う。

代表監査委員

(別紙「令和6年度(令和5年度分)決算審査特別委員会監査委員説明要旨(企業局事業)」により説明)

佐藤政隆委員長

以上で監査委員の説明が終わったが、この際、ただいまの説明に対し、特に確認しておきたい事項があれば発言願う。

宮本しづえ委員

ウオーターPPPに取り組むと説明があったが、この言葉の意味を説明願う。

代表監査委員

ウオーターPPPは官民連携マネジメント方式であり、ウオーター・パブリック・プライベート・パートナーシップの頭文字である。この制度は、水道、工業用水道や下水道を民間に委託し、維持管理と更新を一体的にマネジメントすることで経営の効率化を図るものである。宮城県では令和4年度から導入しており、今後、国の方向性も踏まえ本県でも活用を検討していく必要があると意見を述べた。

宮本しづえ委員

ヨーロッパなどでは、安全性確保の観点などから見直しの動きがある。監査委員としてこのような指摘が適切かどうか再検討が必要かと思うので、意見を述べておく。

佐藤政隆委員長

本委員会は決算に関する審査であるため、委員会の趣旨を理解した上で質疑願う。ほかにあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

なければ、続いて企業総務課長の説明を求める。

企業総務課長

(別紙「令和5年度(令和6年10月16日施行)決算審査特別委員会調査資料」に

より説明)

佐藤政隆委員長

以上で説明が終了したので、質疑のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

工業用水道について、電気料金の値上げにより、年度途中で料金改定せざるを得ない状況になった地域が多いが、相馬工業用水道のみ料金の値上げ改定をしていない理由を聞く。また、昨年度、原価を割って供給している工業用水道はないか。

工業用水道課長

相馬工業用水道は、浄水場から自然流下で水を届けられることから、動力費高騰の影響が少ないため水道料金の値上げ改定をしていない。また、昨年度、いわき方部においては、料金単価が給水原価を下回っている。

佐藤政隆委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

なければ、以上で企業局の審査を終わる。

ここで土木部と交代のため暫時休憩する。

(午前 11時46分 休憩)

(午前 11時48分 開議)

佐藤政隆委員長

再開する。

これより土木部の審査に入る。

直ちに、土木部長の説明を求める。

土木部長

(別紙「決算審査特別委員会土木部長説明要旨」により説明)

佐藤政隆委員長

以上で土木部長の説明が終わったが、ただいまの説明に対する質疑は、下水道課

長による詳細説明終了後に行うので了承願う。

次に、監査委員から、流域下水道事業の監査に関する「令和5年度福島県公営企業決算審査意見書」について、その概要を説明願う。

代表監査委員

(別紙「令和6年度(令和5年度分)決算審査特別委員会監査委員説明要旨(流域下水道事業)」により説明)

佐藤政隆委員長

以上で監査委員の説明が終わったが、この際、ただいまの説明に対し、特に確認しておきたい事項があれば発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

なければ、続いて下水道課長の説明を求めるところだが暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時59分 休憩)

(午後 1時 開議)

佐藤政隆委員長

再開する。

休憩前に引き続き、土木部の審査を行う。

直ちに下水道課長の説明を求める。

下水道課長

(別紙「令和5年度(令和6年10月16日施行)決算審査特別委員会調査資料」により説明)

佐藤政隆委員長

説明が終了したので、質疑のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

令和5年度より福島市堀河処理区を流域下水道の県北処理区に統合したが、これは堀河町で処理していた全量が統合され、その合計処理量が307万 m^3 ということか。

下水道課長

流入量については、福島市の堀河処理区で処理していた全量を県北処理区に流入している。

宮本しづえ委員

堀河処理区は雨水も含め処理する合流式処理場であったが、県北処理区では分流式で処理している。実際の水道使用量より多くの水の処理が必要になると思うが、料金の算定方法を聞く。

下水道課長

県北処理区の料金については、各市町村において上水道の使用量に対し料金の徴収を行っている。

宮本しづえ委員

実際の水道使用量よりも多い処理量が流域下水道に流入することになると思うが、従来の料金設定のため、県に対する負担金との関係では問題にならないとの理解でよいか。

下水道課長

委員指摘のとおり県北処理区は分流式のため、汚水と雨水を分けた排水系統である。福島市の堀河処理区は初期に整備された下水道であり、汚水と雨水を一緒に流す合流区域である。合流式下水は雨水も入るが、県北処理場では分流式であるため処理能力の限度があり、合流式下水の場合は、雨水が流入した際は終末処理場に全量が入らないとの特徴がある。理由は、以前福島市で使っていた処理施設を雨水滯水池にし、水を沈殿させてきれいにしたたり、管渠に水が流れる段階で一部を放流して水量を調整したりしているためである。

宮本しづえ委員

降った雨が全量流れているわけではないため、堀河町の一定の浄水機能も残っていると解釈する。

流域下水道の4つの処理区ごとに負担金が異なり、単価設定に開きがある。負担金の単価が高い田村処理区が1 m³あたり169円であり、県中処理区の58円と比較して約3.4倍の格差がある。格差の解消には積極的に取り組むべきと思うが、負担金の計算上やむを得ないのか、もしくは格差を改善すべきなのか。

下水道課長

4 処理区ごとの単価の違いについて、処理区に住む人口が異なるため処理水量も異なるとともに、処理区の単価の算出に当たっては、維持管理費が大きく影響する下水道料金は水道料金と一緒に各市町村において徴収しているが、各処理区の事情、規模や人口による維持管理経費の違いなどの要因により単価の違いが発生するため、格差についてはやむを得ないと考える。

宮本しづえ委員

田村処理区と言ったが一番高いのは二本松処理区の196円である。課長の説明では、維持管理費の違いがあるためやむを得ないとのことだったが、下水道事業は公益的な役割があると思う。それぞれ居住する地域で住民負担の格差があつてよいのか。公共的な役割を踏まえた負担金の見直しは当然ではないか。

下水道課長

負担金の見直しはユーザーの負担に直結するが、その中で一番大きいのが維持管理費である。水処理施設に係る運転管理の一部民間委託や施設修繕のタイミングなどを工夫し維持管理費削減の努力をしているが、先ほども述べたとおり、処理区ごとの規模などの事情もあり、我々も努力しているが、負担金については現状では料金格差が生じている。

宮本しづえ委員

下水道事業が取り組みにくい部分を農業集落排水事業で取り組んでいるが、同様に負担金や維持管理費の負担の違いが大きい。負担金が高い農業集落排水事業については公共下水道への統合がごり押しさせる流れも起きているため、事業ごとで負担金が異なるのはやむを得ないとの考え方は見直し願う。県全体として、住環境の改善を図る事業の一環と位置づけ、負担金の在り方についての検討も要望する。

次に、現在流域下水道の各処理区で出された汚泥について、それぞれの放射線量はどの程度か。

下水道課長

各処理区においては、汚泥に含まれる放射線量を定期的に測定しているが、100 Bq/kgを超えて検出されているのは県北処理区と県中処理区である。東京電力の賠償金該当となる100 Bq/kgを超える放射線量については、今年度は郡山の県中処理区で1日程度検出されたが、他の処理区では100 Bq/kgを下回る例が多いため通常の処理を行っているところである。

大橋沙織委員

県北浄化センターについて、令和元年東日本台風による災害からの復旧と浸水対策が取られていると説明があった。資材調達などの面では物価高騰の影響もあると思うが、当初計画段階の金額と、実際に現時点でかかっている金額を聞く。

下水道課長

物価高による県北浄化センターの耐水化工事に係るコストの増加割合だが、手元に資料がないため、後ほど回答したい。

大橋沙織委員

令和元年東日本台風による災害からの復旧は令和4年3月で終了したとのことだが、復旧費用の総額も後ほど報告願う。

佐藤政隆委員長

お諮りする。

ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議ないと認め、資料提出を求める。

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

なければ、以上で土木部の審査を終わる。

ここで、病院局と交代のため暫時休憩する。

(午後 1時34分 休憩)

(午後 1時35分 開議)

佐藤政隆委員長

再開する。

既に病院局の審査は終了しているが、この際、病院経営課長より発言を求められているので、これを許す。

病院経営課長

午前に実施された病院局の審査における宮本委員の質疑について、新型コロナウイルス感染に伴う入院患者数の答弁に誤りがあった。さきの説明では令和4年度が460人、5年度が554人と入院患者数の累計を述べてしまったが、正しくは4年度が150人、5年度が94人であるため修正したい。大変申し訳なかった。

佐藤政隆委員長

ただいまの件については、集計ミスとの説明であったため了承願いたいですが、よいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

なければ以上で質疑を終結する。

執行部交代のため暫時休憩する。

(午後 1時36分 休憩)

(午後 1時37分 開議)

佐藤政隆委員長

再開する。

これより、普通会計決算の審査を行う。

なお、普通会計の審査日程については、既に通知したとおり本庁審査については本日から18日までの3日間、出先機関審査については企業会計の関係機関も含め10月23～25日までの3日間となっているので、よろしく願う。

また、審査結果については、10月25日の出先機関審査終了後に行う取りまとめ会議において各班ごとに取りまとめ願う。

初めに、令和5年度普通会計決算の総括について、総務部長の説明を求める。

総務部長

(別紙資料「令和6年度(令和5年度普通会計)決算審査特別委員会総務部長総括説明要旨」により説明)

佐藤政隆委員長

以上で総括説明が終わったが、ただいまの説明に対し質疑のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

昨年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したが、当初予算編成時点では移行を前提としていなかったため、2月補正により大幅な減額となった。新型コロナウイルス感染症対策は様々な部署にわたり、対策のために執行された予算の全体像が分からないことから、全体像が分かる資料の提出を求める。

佐藤政隆委員長

ただいまの宮本委員の資料請求に対し、意見があれば発言願う。

渡辺康平委員

明らかに部長説明要旨から外れた内容であるため、請求すべきでないと思う。

佐藤政隆委員長

渡辺委員の意見のとおり、資料提出を求めないこととして異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議ないと認め、資料提出を求めないこととする。

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

なければ、以上で総括説明等に対する質疑を終結する。

次に、令和5年度福島県一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書の概要について、監査委員より説明願う。

代表監査委員

(別紙資料「令和6年度(令和5年度分)決算審査特別委員会監査委員説明要旨(普通会計関係)」により説明)

佐藤政隆委員長

以上で監査委員の説明が終わったが、この際、ただいまの説明に対し特に確認しておきたい事項があれば発言願う。

橋本徹委員

審査意見書20、21ページの表中、「平成元年度」、「平成2年度」と記載されている箇所は、それぞれ「令和元年度」、「令和2年度」の誤りか。

代表監査委員

申し訳ない。委員指摘のとおりの誤りである。

宮本しづえ委員

内部統制の運用上2件の重大な問題があり、改善のために組織力の強化と職員の意識向上が必要であるとの指摘があったが、具体的に組織力の強化とはどのような内容か。

代表監査委員

組織力の強化については、担当者任せにせず、管理職と担当者が相互にチェックを行うなど、チェック体制を強化することに尽きると思う。そうした組織力の強化を図りながら、風通しのよい職場づくりに取り組んでほしい。

宮本しづえ委員

監査委員の意見の中にはコミュニケーション不足に係る指摘もあり、風通しのよい職場づくりは非常に重要な要素であると思うが、復興関連事業など増大している県の事業量に対し、体制が見合っているのか疑問である。ITなどを活用しながらも、職員の業務が相当増えてきていると感じる。例えば、これまで1万件弱であった土砂災害危険箇所が4万件を超えたが、これらの指定や対策の大部分は職員が行わなければならないと思う。増大する業務に対応できる組織体制の構築と、内部統制の運用上の重大な問題の発生には一定の関連性があるように思うが、監査委員はどう考えるか。

代表監査委員

委員指摘のとおり、東日本大震災及び原発事故以降、本県の事務事業量が膨大になっている中で、職員が必死で復興に尽力してきたことは監査委員も認識している。人員増が難しい中においても業務のミスをなくしていくためには、各自がしっかりと事業内容を理解しながら、相互にチェックを行っていくことが必要であると思う。緊急的な業務に対応する場合も、業務の効率化はもとより、限られた人員を柔軟に配置しながら、各業務の目的や目標を達成してほしいと考えている。

宮本しづえ委員

組織体制の強化が必要との認識は一致していると思うため、執行部としても業務量に見合うよう強化を図ってほしい。

次に、「成果の見える化」が必要との意見があったが、本県の復興については様

々な指標があるものの、人間の復興や地域の復興を一番に考えたとき、避難地域における復興の進捗状況がもう少し見えるような指標が必要であると思う。避難地域の復興の見える化には何が必要であると考えるか。

代表監査委員

総合計画において、避難地域の復興の進捗状況が把握可能となる指標も設定されているが、避難指示解除の状況や復興の進捗状況によって新たな課題の発生や課題の複雑多様化が想定されるため、復興の状況を正確に表せるよう、指標の見直しや新たな指標の設定が必要であるとする。そのような指標の下、事業を不断に見直しながら成果を上げ、その成果を住民にも分かりやすく示して実感してもらうことが非常に重要である。

宮本しづえ委員

「成果の見える化」の中で、避難地域の住民が実際にどのくらい帰還しているかといった指標もあればよいと思うので、要望として述べておく。

佐藤政隆委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

なければ、以上で普通会計決算の総括審査を終了する。

ここで暫時休憩する。

(午後 2時14分 休憩)

(午後 2時23分 開議)

佐藤政隆委員長

再開する。

先ほど土木部の審査において提出を求めた資料については、手元に配付しているので確認願う。

以上で、本日の委員会を終了する。

明17日は、午前10時より委員会を開く。審査日程は、普通会計決算に係る本庁審

査である。審査会場は第1班が企画環境委員会室、第2班が第一特別委員会室、第3班が商労文教委員会室である。

これをもって散会する。

(午後 2時24分 散会)